

2020

12月

ゆうひるば

遊通信

第177号

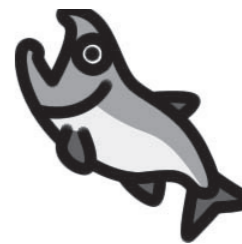


木村二三夫さん、国連 EMRIP 提出声明について記者会見
(2020年12月1日、愛生館ビルにて)

特集 アイヌ民族とサケ

| | |
|--------------------------|--------|
| アイヌと鮭 歴史と文化 | ・・・ 2 |
| 「藻別川」事件とその背景 | ・・・ 4 |
| アイヌのサケ漁の権利回復を！ | ・・・ 5 |
| 差間正樹ラボロアイヌネイション名誉会長の意見陳述 | ・・・ 8 |
| アイヌコタンの権利の回復 | ・・・ 9 |
| 国連EMRIP 北海道アイヌからの報告 | ・・・ 10 |
| カムイチェフ・プロジェクト研究会のねらい | ・・・ 12 |

| | |
|-----------------------------|--------|
| 「学術会議問題」を考える | ・・・ 13 |
| 連載 「生きる場の思想と詩」日々 抜粋(第4回) | ・・・ 14 |
| 寄稿 北海道を核のゴミ捨て場にさせない!—その後の動き | ・・・ 16 |
| 連載 フィールドワークな日々(第84回) | ・・・ 17 |
| 連載 きままに俳句(第26回) | ・・・ 18 |
| 事務局便り ほか | ・・・ 19 |



特集 アイヌ民族とサケ

今年7月のウポポイ（民族共生象徴空間）開設など、政府による新たなアイヌ政策が具体化するとともに、アイヌ文化への注目が高まっている。けれども、新たに制定された法律（アイヌ施策推進法）をみても、先住民族の権利保障については一言も触れられておらず、アイヌ民族が本来持っている権利については、置き去りにされたままである。今回の特集では、アイヌ民族の生活にとって欠かすことのできなかったサケをめぐる権利について、紋別や浦幌のアイヌの方々からの問題提起を手がかりに考えたい。

アイヌと鮭 歴史と文化

小坂洋右

「水底を泳ぐ魚は石で腹がすりむけるほど、水面を泳ぐ魚は太陽の光で背中が焼け焦げるほど、たくさん鮭がさかのぼって来た……」

鮭の遡上は、アイヌ民族の口承でこのように語られてきた。どれほど多くの鮭が秋に帰って来るか、この表現に凝縮されている。とはいえず、来遊数には変動があり、『松前年々記』は江戸中期の1724年、漁獲が芳しくなく、困窮したイシカリアイヌ200人ほどが餓死したと記す。そんな現実もあつてか、アイヌには飢饉を伝える口承もある。ある日、狩り場を司る神のもとに人間界から「人間の村が飢饉です。魚や鹿を人間の村に与えてください」と伝言が届くところから物語は始まる。

それを聞いた私（狩り場を司る神）は神々を招いて宴を開き、魚を司る神（魚を人間界に下ろす神）と鹿を司る神に飢饉の話をしました。すると、魚を司る神は「人間に捕られた鮭はイサパキクニも使わずに粗末な扱いを受け、泣きながら神々の国に戻ってくる。だから下ろさななんだ」と言うのです。私は魚を司る神の倉に行つて魚の骨を手にし、川沿いにまきました。

すると川には魚がいっぱいになり、以後、人間たちは作法を守るようになりました。

最初の鮭を大切に迎える心

相当はしよつたが、これが物語の大筋である。話に出てくるイサパキクニは、秋鮭の季節にヤナギの木で新調する棒で、これで鮭の頭を叩くと鮭の霊が喜んで神々の国に戻って行くと考えられている。古く腐つたような木の棒や石などで頭を叩くと鮭の霊にとっては屈辱的で、それはとりもなおさず資源の枯渇につながるということなのだ。

物語から読み取れることがいくつもある。一つは、生き物の命が人間界と神々の世界を循環しているというアイヌの自然観。もう一つは、鮭が上がつてこないのは人間が礼を失したからだという「自分たちの側に落ち度がある」との意識。そして、魚を司る神との直接交渉ではなく、狩り場を司る神にまずは頼むという「仲介」による回復である。仲介がうまく行けば資源は戻るが、そうでなければ飢饉はさらに続く可能性がある。天然資源はそもそも不安定なのだという認識が、そこには織り込まれているように

思える。それゆえに、鮭の群を目にした時の人々の喜びと安堵はいかばかりだったか、察しがつく。アイヌ民族が、最初の鮭を迎える儀式を集落単位で伝統的に行つてきたのもうなずける。ところが、明治の初めに、川漁が主だったアイヌの鮭漁が政府（開拓使）によつて禁じられ、「アシリチエフノミ」「カムイチエフノミ」と呼ばれる鮭を迎える儀式は全道的に途絶えていった。

漁場での酷使から禁漁へ

ここからは、江戸時代にさかのぼつて蝦夷地（和人地を除く北海道）の歴史を俯瞰してみたい。大量に捕れる鮭は、家庭や集落で食べるだけでなく、交易にも供されてきた。徳川家康が松前藩にアイヌとの独占的交易権を与える一方、アイヌには移動の自由を保障したことで、江戸時代初頭、アイヌは松前や遠く東北地方まで舟で干鮭などを運んで交易に精を出した。ところが、松前藩の政策変更によつて、それぞれの居住地域に縛り付けられるようになり、松前藩の家臣や代行の商人が出張つて来る交易スタイルに変わる。同時に米と干鮭の交換比率もどんどん不利、不当なものにされていった。そうした不満が、1669年、大まかに「アイヌ連合戸対「松前藩」という構図のシャクシャインの戦

いに発展する。時が経ると、アイヌはニシンや鮭鱒の漁場に連行され、農産物の肥料となる搾め滓（メ粕）づくりは何年も酷使されるようになる。そして迎えた明治維新後、今度は鮭鱒漁の禁止が政府によつて打ち出されたのである。

第一弾は1876年（明治9年）。川の一部を横切るように杭を並べ、とどまる鮭鱒を捕る「テス網（テシ）漁」と「夜漁」が禁じられる。2年後には支川（支流）での漁が全面禁止になった。「アイヌを対象とする」とは明記されていないが、いずれもアイヌの伝統漁法や日常的な漁の場であり、一方で資本力を要する本流での網漁は容認されていることから、「資源保護を名目にした先住民族の排除」に等しかった。

1880年代には自然産卵を促す種川制度が道南・八雲の遊楽部川や千歳川で導入され、千歳川では密漁監視と産卵後の鮭をさらひ捕る役目と引き替えに、アイヌに鮭が与えられた。が、88年から人工増殖が本格化すると廃れていく。記憶しておかないといけないのは、禁漁措置で「明治の飢饉」さえ起きたことだ。

1884年、シカの不猫とサケの禁漁で十勝川筋のアイヌが困窮していると訴えが札幌県に届く。派遣された役人は「飢饉が最も酷だったのは昨年冬末から今春、野草が生えるまで、アイヌ民族の言によれば現に十数人の死者

があつた。ただし、餓死かどうかは定かではない。食糧不足の例を挙げれば、一度棄てたシカの骨を煮てその汁をすすり、サケやシカの皮切れも食べ尽くして、寒中、沼池に入つて貝を探り、銀世界の中でヤドリギを求めてその緑の葉を食べたという」と報告した。明治期、先住の人々が餓死するか、逮捕覚悟で密漁するかの状況に追い込まれていたことを示す記録である。実際逮捕された一人が、アイヌ文化伝承者萱野茂さんの父清太郎さんで、昭和初期の1933年ごろと茂さんは回想している。

ようやく鮭を迎える儀式を復活できたのは1982年。札幌アイヌ文化協会の豊川重雄会長とアイヌ解放同盟の結城庄司代表らが札幌の豊平川河川敷で行つた。鮭の捕獲は依然、許されず、やむなく外から調達する。そして87年、北海道内水面漁業調整規則の運用が見直され、特別採捕の枠で自前で捕り、その鮭を供えることができるようになった。2005年にはそれが漁業調整規則に明文化された。ただし、あくまで儀式と技術伝承限定の特別採捕であり、先住民族という枠の鮭鱒漁は今も認められていない。

小坂洋右（こさかようすけ）
札幌生まれ。北大卒。北海道新聞編集委員。著書に『アイヌ、日本人、その世界』『大地の哲学―アイヌ民族の精神文化に学ぶ』など。

特集

「藻別川事件」とその背景

小泉雅弘

2019年9月1日、紋別アイヌ協会の山敏会長らは、カムイチェブノミの儀式にあたって、特別採捕の許可申請を道に提出せず藻別川河口付近でサケ・マス50尾ほどを捕獲した。現場で監視していた道職員は、警察に告発、島山さんから関係者3名は長時間に及ぶ事情聴取の末、2020年2月に書類送検される(結果は不起訴処分)。この間に島山さんは脑梗塞を患って倒れてしまい、今も病院でリハビリ中である。

この「藻別川事件」の背景には、島山さん自身の先住民族としての権利回復への強い思いがあり、そしてアイヌ民族総体が被害を被ってきた河川でのサケ漁禁止という歴史的経緯があることはもちろんだが、ここでは事件の舞台となった藻別川をめぐる状況について、考えてみたい。

藻別川は現在、秋になると野生のサケやカラフトマスが遡上する豊かな川であるが、この川の歴史を遡ると、時代ごとの「開発」に翻弄されてきた姿が浮かび上がってくる。1917(大正6)年には、藻別川上流部

の鴻之舞地区で鉱床が発見され、住友による鴻之舞鉱山が操業を開始する。この鉱山では金が産出され、最盛期には1万5千人を数える鉱山町が形成されていた。しかし、金の精製には青酸カリなどの有毒物質が使われるため、大量の鉱毒排水が生じる。これらをため込んだ沈殿池が決壊し、藻別川の魚が死滅するという事件が大正から昭和にかけて、数度にわたって起きてくる。

また、1965(昭和40)年には、藻別川下流の元紋別地区に北見パルプ(現・王子マテリア)の工場が操業を開始する。高度成長期で公害問題が深刻化してきた時代であるが、当時はこのパルプ工場からの排水により藻別川の水質汚濁も進んでいたようである。

私たちが島山さんと出会った2009年頃には、藻別川の支流、豊丘川上流の山中に産業廃棄物の最終処分場の建設計画が持ち上がっている。既に藻別川でカムイチェブノミを行っている島山さんは、「母なるモベツ川をこれ以上汚さないで」と処分場の建設に異議を唱えるが、2012年には処分場は操業を開始してしまふ。さらに、2016年には、紋別の港湾地

区に出力5万キロワットの大型の木質バイオマス発電所が営業運転を開始、そこから排出される大量の焼却灰を埋め立てるために、既存の産廃処分場の二倍の広さの処分場の新設が予定されている。

このさほど広いとはいえない藻別川を取り巻くエリアだけを見ても、一方で鉱物や森林、川を上るサケなどの資源をとり尽し、他方で有毒な排水やゴミのみが押しつけられていく――それが、私たちが依拠している国や企業の一貫したやり方なのである。

おそらく個人的には何のメリットもないであろう島山さんによる許可申請なしでのサケ捕獲の決行の持つ意味は、単なる儀式における手続きの問題ではなく、また、サケの捕獲に限った問題ですらないように思う。この問題提起は、アイヌの人びとの生活や精神性の源であった自然環境を破壊し、その「コミュニティ」を破壊してきた「大きな力」に対する、たった一人のアイヌによる究極の異議申し立てなのである。そして、その一滴の波紋は、静かに、しかし確実に広がっている。

小泉雅弘(こいずみまさひろ) さっぽろ自由学校「遊」事務局長、アイヌ政 策検討市民会議運営委員

特集

アイヌのサケ漁の権利回復を!

「公開ウェブセミナー」アイヌ民族とサケ漁の権利」より

以下は、2020年9月25日に開催した公開ウェブセミナー「アイヌ民族とサケ漁の権利」に登壇いただいた、「アイヌ(ひと)の権利をめざす会」の方々の発言要旨です。

貝澤耕一さん

日本だけなんですよね、先住民族の権利を剥奪しているのは。世界中、どこへ行っても先住民族の権利をちゃんと認めているんです。何で日本はそうなっているかというところ、日本政府は北海道を略奪したという意識がないんです。元々日本の領土だという錯覚をおこしているからこんな状態になっていると思うので、これを何とか打破しなければいけない。

カナダの例を挙げれば、先住民族の必要とするサケは自由にとつていいんです。ただ、販売だけは禁止されている。おまけに日本は白サケですよ、カナダの先住民族は、白サケのことをドッグ・サーモンと言って犬もまたいで歩くという、おいしくないという認識があるんです。彼らは、紅サケしか食べていない。それでもふんだんに獲れるので、生活に必要な分についてはいくら獲っても何も言われない。日本も、そのような政策にしても

らわなければ。

第一、秋田とか日本海側では川に入ってきたサケを自由に獲って販売してますよね。漁業組合をつくって、昔からそういう漁をやっていたから許してると言つのですけれど、じゃあなんで、アイヌが昔からサケを獲って生計を立てていたのにそれを許さないのかと。アイヌに対してはそれをやる必要がないと、これは完全に侵略者の考えですよ。全道を見ても、アイヌで定置網の権利を持っている人はおそらく数人しかいないんです。定置網の権利を持っているのはほとんどシサム(和人)です。二風谷ダム裁判の時にも、富川の漁協が定置網の権利を二つもらったからダムづくりに賛成したという話もあります。それだけサケが儲かるということですよ。

だから、島山さんや浦幌の人たちが頑張ったということとは、私は素晴らしいと思います。そしてそれを、アイヌみんなが応援できたらいいなと思つてます。

菅野志朗さん

先ほどの島山さんの映像を観て思ったんですけど、高齢の方をみんなで囲んで、弱いも

のいじめをやっているなという気がしました。北海道の職員とか警察とか、血も涙もない連中だなど、今日実感しました。アイヌのことをなんだと思つてんだって、ほんとだと思いますよね。サケというのは本当に大事なものなのになぜアイヌにその権利がないのか。

菅野茂の『アイヌの碑』という本の中にこのように書かれています。これはうちの父のおばあちゃんがアイヌ語で言ったという話なんです。
「シサムカラペ チェブネワヘ クポハウツウ カムイエパロイキ コエトウレンノ ポホウタラエレブ アコパクハウエタアン ウエンシサムウタラ ウツヒアナツ ソモアパツハ ウエタアン」

(和人が作ったもの 鮭であるまいし わたしの息子がそれを獲って神々に食べさせ それと合わせて子どもたちに食べさせたのに それによって罰を与えられるとは何事だ 悪い和人が獲った分には罰が当たらないとは全く不可解な話だ) というふうに書かれていますよね。私の父のおばあさんの考えがまともなんです。日本語も話せない、アイヌ語のみしか話せないおばあさんが、真理を突いている。法律なんてものは人間がつくったものなんだから、不都合になったら変えればいいんです。そういう発想がないというこ

とが非常に残念に思いました。畠山さんは先進的な考えを持っている人で、和人の意識もダメですけど、アイヌもそこに誰も気づかない。だけど、言っていることは正しいわけですよ。なんで俺は権利があるのに、そんな道庁の許可もらわなきゃだめなんだと。まさにその通りだと私も思います。だから、畠山さんに賛同します。

そして、ラポロアイヌネイションの会長もおっしゃってましたけれども、やっぱり当り前のものを自分たちで確立するためには、アイヌと和人一日本人—を仲間に入れて運動にしなければ、どうも確立は難しい。人口という意味ではアイヌは圧倒的に少数派ですから、是非とも仲間を増やして、この会をもっと盛り上げてほしい。長根さんという若い会長さんが一生懸命やられているようで、期待もします。私は差間さんも承知してますし、畠山さんについては我々は応援部隊というか、そういう形で賛同してます。今日、これをきかけにみんなでこれはおかしいということをやわなきゃダメだなと思いました。ただ黙っていると誰も気づかないと言ったことに、気づきました。うちの父もよく言っていました。本に書いても誰も文句言っていない。みんな字読めないのか、と言っていました。がほんとそ

う思いますね。アイヌを取り巻く問題はヘイトスピーチも含めていろいろあって、そういうことも問題ですけど、このサケを獲る権利については、優先順位一番として解決していくことに私も微力ながら力を注ぎたいと思っています。

■ 宇梶 静江さん

畠山さんと出会ったのは、10年ぐらい前に名古屋のある会場で出会ったんです。そのとき彼は漁師であって、漁師であるのにも関わらずサケとか鯨とかを獲る権利を国が返してくれないと。自分たちは先祖の時代から漁をしてきたにも関わらず、我々先住民に対して権利をよこさないのはどういことだと。自分はそのことに疑問を持ち、自分たちで自ら先祖が培ってきたことを復活して、要するに漁撈権、狩猟権、そして人権ですね、それを正しく認めてもらうしかないんだと。それで、自分たちの自活ですね、自立して大切な伝統を守りながら経済を営んでいきたいということ講演の中でおっしゃって、全くその通りだと私は思い続けてきましたので、昨年も紋別に行きました。そこで、行政が彼のやることを阻止している姿を見てもう、なんとということなんだろうと。行政の考え方はひど

い。ずっと明治以来、私たちの権利を剥奪したことを未だに反省することなく、禁止している。アイヌから元々あった権利を取り上げて、そして戻そうとしない。あなた方の考えとか姿勢はどういうものだと、とっても悲しく眺めました。

この間も、我々同胞の団体（註・ラポロアイヌネイション）が、サケの権利を獲得したいと、裁判所に訴えている姿を新聞で見まして、ああそうなんだと。私たちが心一つにして、アイヌ民族が必要とする権利を取り戻して、自分たちの生活自立というものを確立しなきゃいけないと、そういうふうには思いません。

私たちは、人間として適正じゃない仕事をしているわけですね。その日を稼ぐために日雇いしなければならなかったり、季節労働者にされたり。これは私たちの適正な生き方ではないんです。もともとは、自由にこの大地を共同体の場所にして、人間も、他の動物たちもバランスよく生きる営みをしてきたものを、あるときからドカドカドカドカと、文字を使って紙に記して、法律をつくったとそれをひけらかして、そして私たちを縛りつけて、生活習慣も言語もすべて違う民族によって母なる大地としてこの大地にお世話になって

いる私たちを足蹴にして移動させて、そしていまだに法律だのなんだのって、なんということだとしても私は義憤に感じています。アイヌの精神性というか大地に祈るとか、私たちは自然の恩恵を受けて生きてきた。その心一つにして、すべてのアイヌの同胞がその通りだと、人間同士として当たり前のこととしなければいけないと。和人の方々も気をつにしてくださって、私たちに本当の生き方をやる仕事を返してください。私たちは、大企業を興して、誰かを酷使して、その利益でいい生活をしたいと思っているわけじゃない。大地を大事にして、分け合って生きる。そういう精神性をもって生きております。私、87歳になります。しかし、体と足を引きずって、皆さんと一緒に、本当に人間らしく生きていくと、そういう気持ちで訴えさせてもらっています。同胞の皆さん、心一つにして自分たちのお仕事を持ちませんか？ 私たちは、自分たちの大切な伝統で十分に生きていけるんです。先祖はこれから生きていく財産を残してくれていますから。それをみんなで話し合って、そして助け合って、分け合って、人らしく生きていきたいと思えます。そのことを訴えさせていただきますので、皆さんどうかご理解ください。

■ 木村二三夫さん

いま私の尊敬するピリカ・フチが、私の思いをほとんど言ってくれたなと思いつつ聞いていました。

萱野茂さんはこういう名言を残しています。「アイヌモシリを売った覚えも、貸した覚えもない」。何か勘違いしているんじゃないかな、日本政府、日本の国民は。加害者が誰であるか、被害者が誰であるかを認識してないなと思えます。この漁業権の問題、畠山さんは大きな石を投げ、その波紋が広がっています。

漁業権だけでなく、森林問題では貝澤耕一さんがFSC、森林認証に深く踏み込んでくれました。平取周辺は三井物産の山が多いんですけれども、戦時中、日本政府が三井物産に多額な借金をしていた。その見返りとして戦後、私たちアイヌ、先住民の山を三井物産に提供しました。盗人が盗人に土地を提供してしまいました。最近、この山の権利に関して、三井物産が共用林という話を進めているようですが、共用林じゃなくもつと踏み込んだ共有林という方向に持っていくのが最低でもアイヌに対する誠意じゃないかなと思います。山菜を採り、そして狩猟を継承しようとしているアイヌが自由に山に入って業をする。こ

れは最低限の権利だと思っています。

勘違いのもつひとつは、遺骨問題です。盗った者は誰なのか、盗られた者は誰なのか。この認識があまりにもなさ過ぎますよね。盗ったものは、元に戻す。そして、謝罪をする。これは、人として当たり前なことなんですけどね。アイヌモシリを略奪した歴史的事実も、アイヌの先人たちの遺骨を略奪したという歴史的事実も、全然認めようとしません。ずつとあがいてきてるんですけどね。

アイヌ語で素晴らしい言葉があります。「アイヌネノアンアイヌ」。人である人として、この問題を認識することによって、ごく当たり前の判断ができるのではないかなとも思っています。私の仲間にもたくさん素晴らしい日本人がいます。「アイヌネノアンアイヌ」と言いたくなるような人もたくさんいます。やっぱり、これは国の責任として全国に周知、徹底してもらいたいなと思っています。

とにかく、過去の歴史に目を閉じるのではなく、過去の歴史を認め、認識して初めて、いい日本、いい世界ができてくるんじゃないかなとそう思っています。簡単ですが、私の強い思いを述べさせていただきます。イヤイヤイケレ。

特集

差間正樹 ラポロアイヌネイション名誉会長の意見陳述 (アイヌ民族サケ漁訴訟 第2回口頭弁論)

私は、ラポロアイヌネイションの名誉会長としております。ラポロアイヌネイションは、旧称は浦幌アイヌ協会といい、私は長年この会長としておりました。今年の7月にラポロアイヌネイションと名称を変更し、名誉会長になりました。ラポロとは浦幌の名の由来であるアイヌ語のオーラポロから取りました。なぜ、名称の変更をしたかというと、私たちの祖先はコタンという集団を作り、この集団が十勝川でサケ捕獲権を有していたことから、私たち子孫もこのサケ捕獲権を復活させることを目指す団体になるうと決断したからです。私たちもかつてのコタンのようにサケ捕獲権を持ち、自己決定権を持つ組織になっていくことができれば、という決意を込めて名称を変更しました。

私が、自分がアイヌだと確実に分かったのは高校卒業の時でした。大学入学に必要な戸籍を取り寄せたとき、祖父の名がエコシップモンノスパという名前だったからです。母に「この人は？」と聞いても何も言いませんでした。両親はアイヌだということを知っていたのです。しかし、隠しようはなかったのです。父はサケの定置網の権利を取得しましたが、他の和人の漁師から漁獲の多い定置の場所を取られたりしていたと思います。

かつて先祖たちが漁をしていた川は、今、浦幌十勝川と呼ばれている川です。現在の十勝川は河川工事で豊頃町大津に流れています。もととは、浦幌十勝川こそが十勝川の本流だったのです。かつては川幅が200メートル以上あった川は、上流部で十勝川と分断されたため50メートルほどの細い川になってしまいました。今は分断された十勝川から導水路を使って、最大毎秒9立方メートルの水が引かれているだけです。そのため、浦幌十勝川を遡上するサケはほとんど十勝川に上ることはありません。それでも、私たちにとっては、先祖から受け継いだ貴重なサケなのです。そしていつの日かより多くの野生のサケがのぼる浦幌十勝川にしたいと思っています。

私たちは、サケを生活のため、また経済活動のために捕獲したいと思っています。それによってアイヌが自立し、生活できることを望んでいます。私たちは川を取り戻し、サケを取り戻し、生活を取り戻したいのです。

2020年12月17日

て、いろいろな嫌がらせを受けていました。私も何か変だと思いがらじめにあっていました。私は高校生まではたぶん自分もアイヌなのだと思っていました。中学時代はアイヌということで暴力的ないじめにもあっていました。子供ながら理不尽だと思いましたが何もできませんでした。しかし、40歳代になって、アイヌであることを隠すのはやめようと思うようになり、「俺はアイヌだ」と面と向かって言うことになりました。すると、今まで嫌がらせをしてきた人たちは、嫌がらせをしなくなりました。母は十勝太アイヌで、父は白糠アイヌです。私は今では胸を張って生粋のアイヌとして誇りを持っています。

私たちはこの5年の間に十勝川下流域にあった愛牛コタン、十勝太コタンなどのアイヌ墓地から研究者によって持ち去られた先祖の遺骨102体を北大、札幌大、東大から取り戻し、浦幌博物館からは十勝太の遺跡から発掘された江戸時代のアイヌ遺骨を返還してもらいました。私がアイヌ遺骨をアイヌに帰させるべきだと思いうようになったのは、北大納骨堂の前でのイチヤルパ(慰霊祭)に参加した時でした。私は北海道アイヌ協会十勝支部連合会で、「アイヌの遺

骨は全部地元に戻さるべきだ」と発言したのですが、幹部たちから「そんなことは無理だべ」と笑われました。しかし、先祖の遺骨を返還させることはアイヌの権利だと思ひ、裁判を起して、遺骨を取り戻したのです。私たちは、自分たちの声をあげなければ何も前に進むことはできないと確信しました。

私は、3年前に、サケ捕獲権の勉強をするためにアメリカのワシントン州のインディアントライブを訪れました。そこでは1960年代にサケの捕獲を巡ってインディアントライブと州との「魚戦争」と呼ばれる闘いがありました。インディアンの人たちは自分たちの権利を主張し、1974年に連邦地裁で、その後連邦最高裁で勝利しました。私はアメリカでも自分たちの権利を守るために先人たちが大変な努力をしていたことを知りました。現在では、インディアンの人たちは州や連邦と協力してサケ資源保全のために川の生態系を維持する活動もしています。私も十勝川の生態系を保全し、サケ資源をはじめとする豊かな自然環境を守っていかねければならないと思っています。

私は、父の跡を継いでサケの定置網の網元をしています。定置網は海での漁ですが、やはりアイヌとして川でのサケ漁へのこだわりを持っています。遺骨返還の際に副葬品として手作りの網針という網を修理する道具が返還されました。網針の大きさがらいつて川でのサケ漁のた

アイヌコタンの権利の回復

ラポロアイヌネイションは、かつて十勝川河口部に存在した複数のコタンが有していたサケ捕獲権を引き継ぐとして訴訟を提起した。江戸時代まで各地のアイヌコタンは、支配領域を持ち、その中の独占的排他的漁獲権を有していた。これは当時蝦夷地が化外の地、つまり異域(外国)であったため、蝦夷次第とされていたためである。それが明治になってから、土地は国有地とされ、自然資源は明治政府が一方的に規制するようになった。ラポロアイヌネイションが提起した裁判は、江戸時代までのサケ捕獲権を依然として有している、この確認を求める裁判なのである。明治政府のこの土地や自然資源への権限が正当なものだったのか、正当でないのであれば依然ラポロアイヌネイションはかつての愛牛コタンや十勝太コタンなどのアイヌコタンが有していたサケ捕獲権を引き継いでいるものである、という訴えである。国は、現在までこの明治政府によって劇的に変化しただこの土地や自然資源への権限の問題につい

市川守弘 (弁護士)

て、明確な回答をしていない。有識者懇談会も、この変化を「自然になったもの」であるかのように問題にすることはなかった。裁判においても国の主張は、この明治政府の行為について一切触れようとはせず、現行法上、ラポロアイヌネイションのサケ捕獲権を認める規定はない、と主張をするにとどまっている。しかし、問題は現行法上なぜアイヌコタンのサケ捕獲権が「否定」されているのか、その正当な根拠はあるのか、なのであるから、この国の主張はかみ合った主張ではない。今まで、同化政策や旧土人保護法が問題とされてきたが、ラポロアイヌネイションの問題提起は、同化政策の前に、明治政府によって土地や自然資源がアイヌコタンから奪われたことを問題にするものである。

裁判所が今後、どのような態度をとるか、国のこの主張を前提に原告には現行法上サケ捕獲権を認める根拠はないとするのか、は世界中に注目されることであろう。



国連 EMRIP 第 13 回セッション アジア太平洋地域ミーティング 北海道アイヌからの報告 (木村二三夫)

木村二三夫 平取アイヌ遺骨を考える会 共同代表

共同宣言：平取アイヌ遺骨を考える会、アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会、アイヌ政策検討市民会議、さっぽろ自由学校「遊」

イランカラプテ。私は木村二三夫、アイヌモシリ（北海道）、沙流川流域・平取で生まれ育ったアイヌです。きょうは発言の機会をいただき、ありがとうございます。

北海道は近年、観光産業への依存度を高めています。COVID-19 感染拡大防止のための旅行制限の長期化によって、零細な観光関連産業に従事する多くの同胞が、深刻な経済的影響を受けています。さらに、アイヌ民族の権利に関わる重大な局面を迎えているにもかかわらず、重要なアイヌ民族の課題に関する議論がコミュニティ内外で滞っています。

さて、アイヌ民族は、約 150 年前、南方から移住した日本人により、大地、人権、尊厳、文化、言語を奪われました。（植民地政策の中、）祖父母や父母たちは移住を強制され、あるいは意に反して同化を強いられました。国家による歴史的不正義を、私は決して許せません。

UNDRIP（国連先住民族権利宣言）採択後の 2008 年、日本政府はようやくアイヌ民族を先住民族と認定しました。しかし、最近（2019 年）採択されたアイヌ施策推進法には、UNDRIP に規定された先住権は一つ保障されていません。他方、日本人によるアイヌ差別はなお解消されず、サイバー空間でむしろ活性化しています。

人道に最も反する案件のひとつが、私が取り組む遺骨問題です。1880 年代からおおよそ 100 年間、日本の研究者たちは、各地のアイヌ墓地を暴くなどして 2000 体に近い遺骨を持ち去り続けました。日本政府はわずかな数の遺骨の返還を始めましたが、その効果は限定的です。なぜなら返還のほとんどは、アイヌ自身による訴訟の結果実現したもので、政府の返還に関するガイドラインでは祭祀継承者の申請手続きが大きな負担になっています。当事者である大学からは、そんな先人たちや私たちのコミュニティに対し、いかなる謝罪の言葉もありません。問いたいことは、加害者はだれ？ 被害者はだれ？ ということです。たとえ、返還が成し遂げられたとしても、私の怒りは収まりません。

さらなる問題は、返還されない遺骨が、白老にあるウポポイに建設された「慰霊施設」に集められていることです。政府はそこで「尊厳ある慰霊をする」といっていますが、有力な科学者たちは「施設に集めた遺骨を研究利用したい」と公言しています。これらの研究者や日本政府は、UNDRIP 第 12 条を明らかに無視していますし、いかなるアイヌもこうした政府の政策を心から受け入れている者はいません。

昨年、もうひとつの事件が起きました。北海道政府は、紋別アイヌ協会の 3 名の会員が伝統的な文化行事のために鮭を採捕したことを「密漁」として、刑事告発しました。半年後に不起訴になりましたが、何度も警察の取り調べを受けた同協会会長の畠山敏エカシは、今年 2 月に脳梗塞で倒れ、現在も入院中です。畠山エカシが、健康なら、きょう、私の隣で一緒に証言をする予定でした。

この夏には、島の南東部にあるラポロアイヌネイションが、川サケ漁に関する集団的漁業権の確認を求めて、初めて司法に訴えました。

この状況は私たちが持つ歴史的権利の封殺で、日本はそれを依然として継続しようとしています。日本政府による深刻な人権侵害に関する私の事例報告が、国連が促進する先住民族の権利の前進に貢献することを、アイヌ民族として期待しています。イヤイライケレ。

13th Session of EMRIP/Pacific and Asia Virtual Regional Meeting
1st December, 2020/ 09:00-11:00 (Geneva Time)

Hokkaido Ainu

KIMURA Fumio, on behalf of Citizens' Group for Ancestral Remains of Biratori, Monbetsu Ainu Association, Alliance for the Achievement of Ainu (=Human Beings) Rights, Citizens' Alliance for The Examination of Ainu Policy, Sapporo Freedom School 'YU'

Irankarapte. I am KIMURA Fumio. I was born and raised in Biratori, in the Saru River drainage, in Ainu Mosir (Hokkaido). Thank you for giving me the floor today.

In recent years, Hokkaido has become increasingly dependent on the tourism industry. As a result of the prolonged restrictions against COVID-19, Ainu people engaged in small-scale Ainu tourism-related businesses have suffered severe setbacks economically. What's more, despite now being a critical juncture in terms of Ainu rights, debate from both within and out the Ainu community on crucial Ainu issues has come to a near halt.

Now, 150 years ago, Japanese from the south stripped us Ainu of our land, human rights, dignity, culture, and language. The Yamato-Japanese forcibly dislocated us from our lands, or forced our people to assimilate to Japanese language and culture. I can never forgive this injustice.

The Japanese government finally recognized the Ainu as an Indigenous people in 2008, only after the adoption of the UNDRIP. However, recent Ainu Policy Promotion legislation provides guarantee for not even a single one of the Indigenous rights stipulated in the UNDRIP. Meanwhile, discrimination against the Ainu people by Yamato Japanese has not lessened; rather, in the cyber realm it has become all the more virulent.

One of the greatest violations against humanity occurs in regard to the problem of Ainu ancestral remains, with which I am engaged as an activist. For almost a century from the 1880s, Japanese researchers desecrated Ainu graves and removed the human remains of nearly 2000 Ainu individuals. The Japanese government has repatriated a limited number of them. However, the benefits of the repatriation are limited because most of these repatriations occurred as a result of litigation, and the governmental guidelines place the brunt of the burden for the application process upon the descendants. The universities involved have not offered a word of apology neither toward these ancestors nor our community. I ask you, who is the perpetrator here and who the victim? Even though we have achieved some repatriation, my anger continues unabated.

What's more, the remains which have not yet been repatriated have been gathered in a 'memorial facility' constructed in the Upopoy in Shiraoi. The Japanese government says that they are going to conduct "dignified memorial services" there, but influential scientists have declared that they 'wish to have access to the remains in the facility for research purposes.' They and the Japanese government are blatantly ignoring the provisions of Article 12 of the UNDRIP. Almost no Ainu accept this government policy cordially.

Last year, a further incident occurred when the Hokkaido government made criminal charges of "poaching" against three of the members of the Monbetsu Ainu Association for harvesting salmon for their traditional fishing ceremony. Ultimately, six months later it was decided that the case would not be taken to court, but the Ainu elder HATAKEYAMA Satoshi, who as a result of the charges underwent numerous investigations, suffered a stroke in February and is now in the hospital. If he had been well, Hatakeyama Ekasi would have been together at my side delivering testimony today.

Earlier this summer, the Raporo Ainu Nation from the southeast part of the island resorted to litigation to demand their collective fishing right to harvest riverine salmon be acknowledged.

This is a blockage of our historical rights that Japan is attempting to continue. I sincerely hope that my statement on the Japanese government's serious violations of human rights will make a contribution to the advancement of Indigenous rights being promoted through the United Nations. Iyayraykere.

特集

カムイチェブ・プロジェクト研究会のねらい

平田剛士

2019年秋の藻別川事件(p4参照)は、社会に大きな波紋を生みました。連続セミナー「カムイチェブ・プロジェクト研究会／北海道の新しいサケ管理」の企画も、この事件をきっかけに具体化しました。

カムイチェブ・サケは、先住権運動のシンボルであると同時に、日本の北海道島と本州島東北地方を含む北太平洋沿岸地域の住民にとって重要な食資源・経済資源であり、また海と川(陸)を繰り返し行き来するその習性によって自然生態系の物質循環に大きく貢献しています。人類が自然界から受け取る直接的・間接的な恩恵を「生態系サービス」と呼びますが、サケは私たちに100点満点の生態系サービスをもたらしてくれる存在なのです。

そんなサケと、この先もうまくつき合い続けるにはどうしたら。2010年代の北海道沿岸秋サケ漁業の大不振が伝えられる中、具体的な答案を書き上げることがめざし、分野横断的に専門家のみなさんにお声がけして、4月から毎月一度開催の研究会をスター

トさせました。Covid-19流行のためにはやむなくウェブ会議方式をとったことが、結果的に全国各地の多様な専門家のみなさんの参加につながったのは、うれしい誤算でした。

札幌ワイルドサーモンプロジェクトを率いる森田健太郎さんと有賀望さんは、日本のサケ漁業が人工増殖一辺倒で展開されるなか、保全生態学や資源管理学、また環境教育などの見地から、自然産卵で生まれるサケ野生サケを大切にすることの重要性を語りました(第2回)。また歴史学者で『近代北海道とアイヌ民族／狩猟規制と土地問題』著書がある山田伸一さんは、開拓使以降の日本国行政機関による北海道での川サケ漁規制の経緯を解説しました(第3回)。

カナダの先住民政策に詳しい教育学者の広瀬健一郎さんと法学者の守谷賢輔さんは、同国の先住民による1980年代以降の法廷闘争史をたどりながら、立法による先住権保障について議論を展開しました(第4回)。コングなどで長く環境活動に携わってきた西原智昭さんは、国際認証機関によるエコーラベル制度が、シーフード生産地で先住権保障に

寄与する可能性について講義しました(第6回)。

この間、9月25日には広く参加者を募って公開ウェブセミナー「アイヌ民族とサケ漁の権利」を開催し、この問題に造詣深いアイヌたちの見解を共有しました(p5-7参照)。当初9月まで全5回開催としていたのを年末まで延期して、もっか提言作成の作業に取り組んでいます。議論を経て自らに課した条件は、(1)アイヌの川サケ漁の権利保障、(2)北太平洋沿岸地域の重要なサケ繁殖地としての北海道の自然環境の保全・復元、そして(3)持続可能なサケ漁業の実現——の3点です。新しい提言をベースに来季以降、各地のアイヌ集団とともに地元の川で「新しいサケ管理」の実現を目指す計画です。



平田剛士(ひらたつよし) フリーランス記者。カムイチェブ・プロジェクト企画担当。著書に『非除染地帯 ルポ 3・11後の森と川と海』(緑風出版)など。

寄稿

「学会会議問題」を考える

— 会員候補6名の任命拒否について —

干場信司

安倍政権を長期にわたって支えてきた菅氏(現首相)の得意な手法は、「忖度の強要」ではないだろうか。「忖度の強要」は閣僚や官僚に対してはもちろんのこと、マスコミにまで及んでいた。それが高じて、「ウソの強要」となり、公務員の本来の役割を全うしようとしていた尊い命までも奪った、と感じるのは筆者だけであろうか。

「忖度をするかしないか」で、使える人間か否かを判断しながら、首相の地位にまで登りつめた菅氏にとって、今回の「学会会議会員候補6名の任命拒否」は、単に「忖度しない人間は必要ない」と言うことだけだったように思える。そこには、権力を獲得し、維持することに全精力を傾けているうちに、「利害関係」以外の価値観が見えなくなっている政治家の姿がうかがふ。

その政治家には、二つの認識の間違いがあると思える。一つは「科学・科学者に対する認識の間違い」であり、もう一つは「公務員に対する認識の間違い」である。

科学や科学者が最も大切にするのは、「真

理に近づくための論理的思考」であろう。論理的・客観的に考えて論文にしたり発言することは、科学者として当然の(あるべき)姿勢であり、役割でもある。今回任命拒否をされた6名の科学者は、その役割を忠実に実施してきた方々である。一方、利害関係にそつなく対応してきた「たたき上げ」の政治家にとっては、政権に対して「忖度のない」論理的・客観的思考は許されないことなのである。しかしこれは、科学に対する冒瀆である。

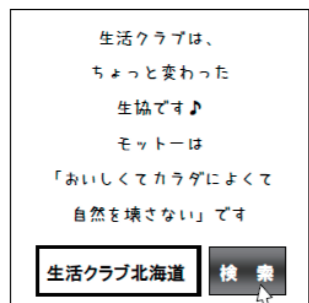
もう一つの認識間違いの「公務員の立場」についてであるが、菅首相は、6名の科学者を「国家公務員としてふさわしくない」と考えているようだ。その理由は言わずにごまかしているが、現政権の施策に異を唱えているからであろうことは、見え見えである。では、国に雇われる科学者・公務員は、どのような姿勢であるべきなのだろうか。筆者は、自分が35年ほど前に受けた国立農試の採用試験を思い出す。面接試験の後に、研究行政の要職者から「大学から来た者は、国の試験場が行政のための機関であることを知らなくて困る」

と言われたのである。筆者は「エッ!」と思った。が、「国の行政は国民のための行政なのだから、結局は国民のための試験研究機関であることに違いはないはず」と考え、その後と同じ姿勢で9年間勤めたつもりだ。

論理的・客観的思考に基づいて行政のあるべき姿を発言したのであれば、その発言内容が政権の施策の方向と一致していてもいなくても、国民にとってはとても有効な情報であり、大いなる貢献となる。したがって、6名の科学者は、公務員として雇われるにふさわしい科学者であることに間違いはない。

今回のような忖度強要の見せしめ的愚行に對しては、闘わなくてはならない。この問題は科学者の問題ではなく、教育の問題である。忖度人間を育てることを強要するような教育を認めてはならない。

干場 信司(ほしはしんじ) さっぽろ自由学校「遊」理事。酪農学園大学名誉教授。



「生きる場の思想と詩」 日々 抜粋 4 花崎 皋平

一九五六年

四月 私立高校非常勤講師となる。都立大学院博士課程へ進学する。

ジャン・マルスナックの「パブロ・ネルーダ論」を翻訳する(自分のため)。

七月二三日 パブロ・ネルーダの『カント・ヒエネラル(大いなる歌)』のドイツ語訳の冒頭部分を仮訳する。私は今日に至るまでネルーダの叙事詩『大いなる歌』を、もっとも愛し、尊重している。

一九五七年

四月 東京都板橋区立板橋第五中学校教員となる。

八月 夏休みに北海道を旅行し、アイヌ民族が居住する地域を中心に歩きアイヌ民族の生活と文化への関心を深くする。

北海道旅行の印象から。

阿寒湖のアイヌ集落は十二戸だった。鶴の舞は鶴の羽ばたく姿を模倣している。歌は九句程度の歌詞の反復である。豊年の踊りは労働の歌舞と祈願の振舞いとが混じりあっている。

森はえぞ松、とど松が生えているところ

白樺が生えているところが分かれている。白

樺は土地が痩せ、農耕に適さない火山灰地に生える。えぞ松、とど松では樹齢二〇〇年

くらいのもも残っている。霧が多いため湿気を好むサルオガセが生え、白い髭のように松の枝から垂れている。そして松は立ったまま枯れて死ぬ。そのことにある感動を覚えた。

ふきは、あかぶきとあおぶきの二種があり、大きいものは六〜七尺に達するものもある。

あかぶきは乾いた土地に生じる。あおぶきが食用に適する。アイヌの神コロボツクルはこのふきの葉の下に住むのだという。ダケカン

バは寒冷な高所の風景を表しているし、森の中のシダや笹も興味ふかい。オホーツク海は

流水の素晴らしさが想像され、漁獲量が多い割に漁村は貧しい様子である。網走は街全体

に魚の匂いがする。道東は、北欧のようで湖沼が多く、風景は美しい。

この旅行は、以後の私の精神史にとって大きな意味を持った。私はアイヌ民族の生活文化、思想に強く引きつけられ、のちに北海道で暮らすようになって深くアイヌの人々と交わるようになった。

埋葬され 鍵は失われていた

あるいは沈黙に あるいは血に沈められた

いのちは失われはしなかった 牧人の兄弟たちの

だが一茎の野生のバラが一滴の赤い滴を

密林の中に落とすように

大地のランプは消え去った

私はここにいる 歴史の歩みを語るために

野牛の平穏から 大地の果ての 南極の光の

高まる泡の中の

波にかきむしられる砂まで

ヴェネズエラの平和の 険しく入り立った岩

穴で

不安を抱きながら

私は求めた おまえを 私の父よ

おまえ 暗闇と銅の戦士よ

あるいはおまえ 婚礼の名残り 撫でつけられない髪

鰐の母 鉱石の鳩

私 壺のインカ

私は石にさわって言った

誰か

私を待っているのか そして私は手のひらの上

空の水晶をつかんでいる

だが私はツアポテカ族の花園に歩み行った

そして光は柔らかかった ノロジカのように

そして影は緑のまぶたのようであった

名前のない私の土地 まだアメリカではない

土地

赤道の刺繍用の布 深紅色の楡

おまえの香りは 登ってくる

私の根を通して私が飲んだ杯まで 私の唇か

らまだ生まれしていない

もっとも秘めやかな言葉まで

花崎皋平訳(ドイツ語訳とフランス語訳を

参照した重訳)

花崎皋平(はなざきこうへい)

今年6月に89歳になる年寄りです。その生きてきた歩みの記録からの抜粋です。青年の頃から詩を書き続けてきているので、それも盛り込みます。

パブロ・ネルーダ『カント・ヒエネラル』から 第1部地の上のランプ

アメリカへの愛

かつらと絹の燕尾服より前に

多くの川 動脈としての川があった

コルディレラがあった その荒涼とした波の上

に コンドルと雪が身じろぎもしない姿で見えて

いた

火と密林があった

まだ名前のない雷鳴や遊星の大草原があった

人間は大地であった 容れ物

ふるえる泥のまたたき 粘土の形

カリブ族の壺 チブチャ族の石

王の盃 またアラウカニヤの石英であった

彼は優しく 血まみれだった だが彼の

ぬれた水晶でできた刀の切っ先には

大地のイニシャルが書かれていた

だれも あとになって

それを思い出すことはできなかった 風は

それを忘れていた 水の言葉は

【つんどく屋から】

★新刊紹介

『近代家族の著者 北村先生の思い出』

北村達、公一著

柏艱社、2000円、北大生協(クラーク店)、

教育大生協、「遊」にて販売。

この本は、父子の共著となっておりますが、

1955年発行「近代家族」(大明堂)の復

刻と「北村先生の思い出」(追悼集)、「教育

基本法第十条論」(卒業論文)、「教育実習レ

ポート」、母の闘病日記、姉の「父の思い出」

からなっている本です。

2017年前期に遊で「近代家族から現代

家族への諸相」という講座を開きました。参

加者から父の本

の復刻をという

感想がありまし

た。家族問題は、

現在進行形の古

くて新しい問題

です。考える一

助となればうれ

しいです。

(北村公一)



寄稿

北海道を核のゴミ捨て場にさせない！

—その後の動き—

細谷洋子

基地は沖縄、核ゴミは北海道に、という国の露骨なやり方に怒りがたぎります。食料自給率200%の食糧基地北海道を核のゴミ捨て場にするなんて、ありえない！この国の未来を考えているのか……。この怒りを力に変えて、核ゴミ受け入れを止めなければ、と改めて思っています。随時、札幌や寿都町現地のその後の取り組みをご報告します。

◆札幌市内の市民団体

11月1日、SHUT泊他数団体共催で、「核ゴミ問題を北海道民みんなで考える緊急集会」核ゴミを受け入れないという選択」が開催されました。元高知県東洋町長の澤山保太郎さんと元札幌市長にご参加いただいた、核ゴミ受け入れを返上した経験をお話しいただきました。

また、行動する市民科学者の会・北海道が新たに発行したパンフレット「知ってましたか？ いま地層処分してはいけない8つの理由」の報告と解説がありました。

11月14日、核ゴミ問題を考える北海道会議設立に向けての情報交換会(第1回)開催。

具体的な行動をする全道連絡会とは別組織とし、道条例を現在の動きの中で再確認し、道民的論議を踏まえて合意形成をはかるための公論の場をつくるのが提案されました。

11月28日、北海道連絡会主催で、大飯原発の運転差止判決を出した元裁判官の樋口英明さんをお迎えして講演会を開催しました。第一部はリモートで寿都町民の会代表から、住民投票条例案否決など、厳しい状況が報告されました。

◆「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」など、現地の取り組み

11月3日、小泉純一郎元内閣総理大臣をお招きしての講演会「日本の歩むべき道／核のゴミいらん！原発ゼロ！」開催。天候が悪い中、430人の参加者がありました。喜んで会うと言っていた片岡町長夫妻、副町長は連絡もなしに欠席でした。

町民の会が直接請求した「文献調査への応募に関する住民投票条例案」が11月13日に議会で審査され、4・5で否決されました。

リコール運動に特化して活動する組織「脱



肌感覚リコールの会」(仮称)を立ち上げ、議員9人のリコールに取り組みます。核持込みに反対の議員を多数にする、11月に行われる町長選の前哨戦としても有意義な戦いになると思います。

12月12日、寿都町、黒松内町、蘭越町、倶知安町、岩内町、ニセコ町など周辺各自治体の住民が会議を持ち、来年3月の議会で制定を目指すことを申し合わせました。

「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」のホームページができました。

<http://kakugomi.no.cocacn.jp/>

細谷洋子(ほそや ようこ)

さっぽろ自由学校「遊」理事

第八四回 ライフストーリーの力

オーストリアの作家ローベルト・ゼータラーの『ある一生』は、一九世紀末に生まれた主人公、アンドレアス・エッガーの一生を描いた物語。エッガーは、子どものころ養父からの体罰で片足を引きずるようになり、その後戦争、抑留結婚と死別などを経験し、生涯の多くの時間を孤独の中で過ごす。とくにドラマチックなストーリー展開があるわけでもないこの小説は、しかし、深く心に染みる。「雪解けが始まるころ、(中略) 岩の上に寝転んで背中に石の冷たさを、顔にはその年最初のあたたかな陽光を感じるとき、エッガーは、自分の人生はだいたいにおいて決して悪くなかったと感じるのだった」。

中国の作家、余華の小説『活着』

(原題は「活着」)も、ほぼ同じ時代の、こちらは中国を生きた、一人の男性の人生を描いている。主人公福貴は、恵まれた家に生まれたのに、自らのせいで没落、一時国民党の軍隊に連れさらわれてきつかわれる。解放後は農民として働くが、生活は厳しく、家族を一人ひとり順番に亡くしてい



く。最後一人になった福貴は、老いた牛とともに畑仕事を続ける。「おれは自分の命は長くはないと思っていたが、意外にも今日まで生き延びてきた。(中略) 考えてみれば、あつという間の人生、そして平凡な人生だった。(中略) 落ちぶれる一方だった。だが、それでよかったのだ」。

僕は、たまたま、この二つの小説を続けて

読んだ。そして、つづけて静かな感動を覚えることになった。『ある一生』(二〇一四年)も『活着』(一九九三年)も、発表後大きな反響を呼び、どちらも数十万部で翻訳された「生きる」はのちにチャン・イーモウ監督によって映画化。みんながこれらの物語を欲していたというのは、とてもよくわかる。

先日僕ら(藤林泰さん、金城達也さんと僕)は、イワシ漁を追いかける中で出会った三人の間書きを冊子『聞き書き いりこづくりの海辺から』に編んだ。何度も重ねて聞いた話を「物語」として編集したものだ。

編んだものをもつ一度読むと、これもやはり人生の物語だ。

ハマチの養殖に失敗したあとイワシの煮干し(いりこ)加工業を始めた長崎県佐世保市神崎(ふりがな／こうざき)の日数谷初夫さん――

「夜逃げも考えた苦しい時期に、いりこづくりにへの取り組みをはじめ、本格的ないりこづくりが軌道に乗るまでの十数年間は働きつめでした。子どもたちにも苦勞をかけた。いりこづくりを本格的にはじめてから三十一年になります。苦勞はしましたが、信仰と家族が支えました」。

(神崎はカトリックの地区)

父親が始めたイワシまき網漁を引き継いで今それを息子に継承させた長崎県雲仙市南申山の竹下康徳さん――

「私は、どうすれば魚が獲れるかということの一段上に、どうすれば生き残れるかということを置いてきました。親が残した仕事がいちばんよい、というような状況を作り上げておかなければと考えました」

私たちは、人生の物語を互いに交感させながら生きている。そこにこそ私たちの生の喜びがある。

『聞き書き いりこづくりの海辺から』は、北海道大学学術成果「レクシオン」(JUSCAP)で読めます。 <http://hdl.handle.net/2115/79807>

宮内泰介(みやうち たいすけ)

一九六一年生まれ。さっぽろ自由学校「遊」共同代表。北海道大学教員(環境社会学)。ソロモン諸島 北海道 宮城などで環境、生活の調査中。



そのままに俳句

第26回

世界最短の定型詩と言われる俳句。五・七・五で作られる世界。日常、見たり聞いたり感じたことを、忙しい日々忘れてしまふその一瞬を、十七文字に込めてみました。

冬の夜街の明かりの静かなる

久しぶりに、大倉山からの札幌の夜景を見た。冬の夜景はひととき綺麗に見える。「この綺麗な夜景を見ていると、何も起きていない平和な町に見えますね」と言っていた人の言葉が心に響く。1年前は、こんな1年後になるとは予想していなかった。いつもと変わらない賑やかな年末を迎えるのだと思っていた。この綺麗な夜景に包まれた町の中でも、今は大変な思いをしている人がたくさんいる。その中で、自分に何ができるのだろうか。この綺麗な夜景を、思いっきり綺麗だとみんなが思える町に帰ることを願って。

袖原誓子(ゆはらせいこ)

平日は会社員。休日は心惹かれるままに、趣味のスキ、温泉、旅行を楽しんでいます。数年前から始めた俳句。あらためて日本語の美しさに触れています。

事務局だより



さつぽろ自由学校「遊」のお手伝いをさせていただいています。近藤紘世です。講座には一年前から参加させていただいております。北海道大学の経済学部所属している学生です。また、私は北海道の労働と福祉を考える会というホームレス支援の団体に所属しています。ホームレス支援の活動をおして、貧困に対する社会的実践を行っています。

さつぽろ自由学校「遊」の活動を知ったきっかけはゼミの先生からの紹介です。当時、進路選択に悩んでいた私に先生が自由学校「遊」を紹介してくれたことがきっかけです。「遊」の講座を通して、様々な価値観を学び進路を考えることが必要であると考え、講座を受講しました。いくつかの講座で学んだ過程で、私は成人教育が社会参画に対して重要であると考え、この活動に企画のほうから関わっていきたくて考えるようになりました。これが、自由学校「遊」でボランティア活動に携わるようになった理由です。また、私は社会教育と政治的主体の育成をゼミ論文のテーマとして研究をしています。「遊」の活動に携わること、このテーマの研究に必要なことが学べると思ったのも理由のひとつです。

「コロナウイルスの流行などの要因で、大きく変動していく社会において、社会参画が果たす役割は大きく、それを支える要素こそが学習であると私は考えます。ボランティアの身ではありますが、その学習に少しでも貢献していきたいと思っています。

(近藤紘世)



編集後記

「遊」30周年となる今期は、コロナに明け暮れました。「遊」の活動も正直、いつものペースとはいかない状況が続いています。しかし、この機を活かして、道外、海外と広く目を向け、長いスパンでの展望を考えていきたいと思ひます。それでは、また来年お会いしましょう。(こ)



音もなく庭に現る狐かな

夜遅く帰宅したとき、何かの気配を感じ、ふと振り返ると、一匹の狐がいた。山道ではたまに見かける狐だけど、この住宅地に狐は。かなり近くで狐を見たので、ちょっとドキッとした。その狐は足音もなく静かにうちの庭を通り抜けていった。野生の動物を近くで見ると、人間と野生動物が共存できていないのかなと思ってしまう。また山に戻ってくれればいいけれど。

いつだって No Nuke !

北海道のエネルギーの未来を考える
10,000人の会

自然食ホロ

札幌市東区中沼西
5条2丁目3-16
TEL: 887-6224

いつも喜んで、感謝して。

<http://holo.sunnyday.jp/>



さっぽろ自由学校「遊」からのお知らせ

1～2月の単発参加可能な講座より
(特に記載のないものは愛生館ビル5F 501会議室にて)

コロナ禍で進む監視社会 <教室/online>

③ 1/8 (金) 18:45～ 国があなたを管理する—マイナンバーを中心に

★齋藤耕 (弁護士)

④ 2/5 (金) 18:45～ あなたはどこまでも追跡されている—IT社会の功罪

★種村剛 (北海道大学 CoSTEP 特任講師)

コロナ共存とxR社会の幕開け <教室> ★講師 依屋年彦

③ 1/9 (土) 14:30～ xRの進展—テクノロジー生態系とともに

④ 2/13 (土) 14:30～ xRの普及—一人に優しい快適社会とともに

サハリンの歴史と今—合間にプラス15分"ロシア語" <教室> ★講師 小山内道子

④ 1/12 (火) 18:30～ ソ連とはどんなに国だったのか、ロシアを理解するために

⑤ 2/9 (火) 18:30～ サハリン州の地図、地名、名所旧跡

文化・芸術でみる中世史 2 <教室> ★講師 くらだとしひこ

③ 1/15 (金) 18:45～ 東欧・ロシア

④ 2/12 (金) 18:45～ バルカン半島・ギリシャ・トルコ

人も動物も満たされて生きる—アニマルウェルフェアをめぐる part 3 <online>

④ 1/19 (火) 18:30～ 犬・猫は家族、牛・鶏・豚は食べ物?

★瀬川綾子、瀬川浩 (北海道食の自給ネットワーク「あにふく」メンバー)

⑤ 2/16 (火) 18:30～ 動物実験のアニマルウェルフェア

コロナと労働—コロナ後の労働社会状況を生き延びるために <教室/online>

④ 1/22 (金) 18:45～ 外国人留学生の状況 ★西千津(カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会)

⑤ 2/19 (金) 18:45～ 困窮者支援の現場から ★山内太郎 (北海道の労働と福祉を考える会)

メディアと政治—韓国の現状から日本を見る <教室/online> ★講師 韓永學 於: 愛生館サロン

④ 1/25 (月) 18:45～ メディアの民主化への闘いとその後

⑤ 2/22 (月) 18:45～ ところ変われば…報道は?

老いと向き合う part 4 <教室>

④ 2/5 (金) 14:00～ 安楽死(介護殺人)を考える ★話題提供 細谷洋子

⑤ 3/5 (金) 14:00～ 終活を考える ★話題提供 横田恒一、依屋年彦

※「アイヌアートデザイン教室」「基礎から学ぶ伝統様式太極拳」は現在休講中です。

ゆうひろば

発行: NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

・郵便振替口座: 02780-5-47036 (名義: 自由学校「遊」)



・TEL:011-252-6752
・FAX:011-252-6751
・syu@sapporoyu.org
・http://www.sapporoyu.org

